

第4章

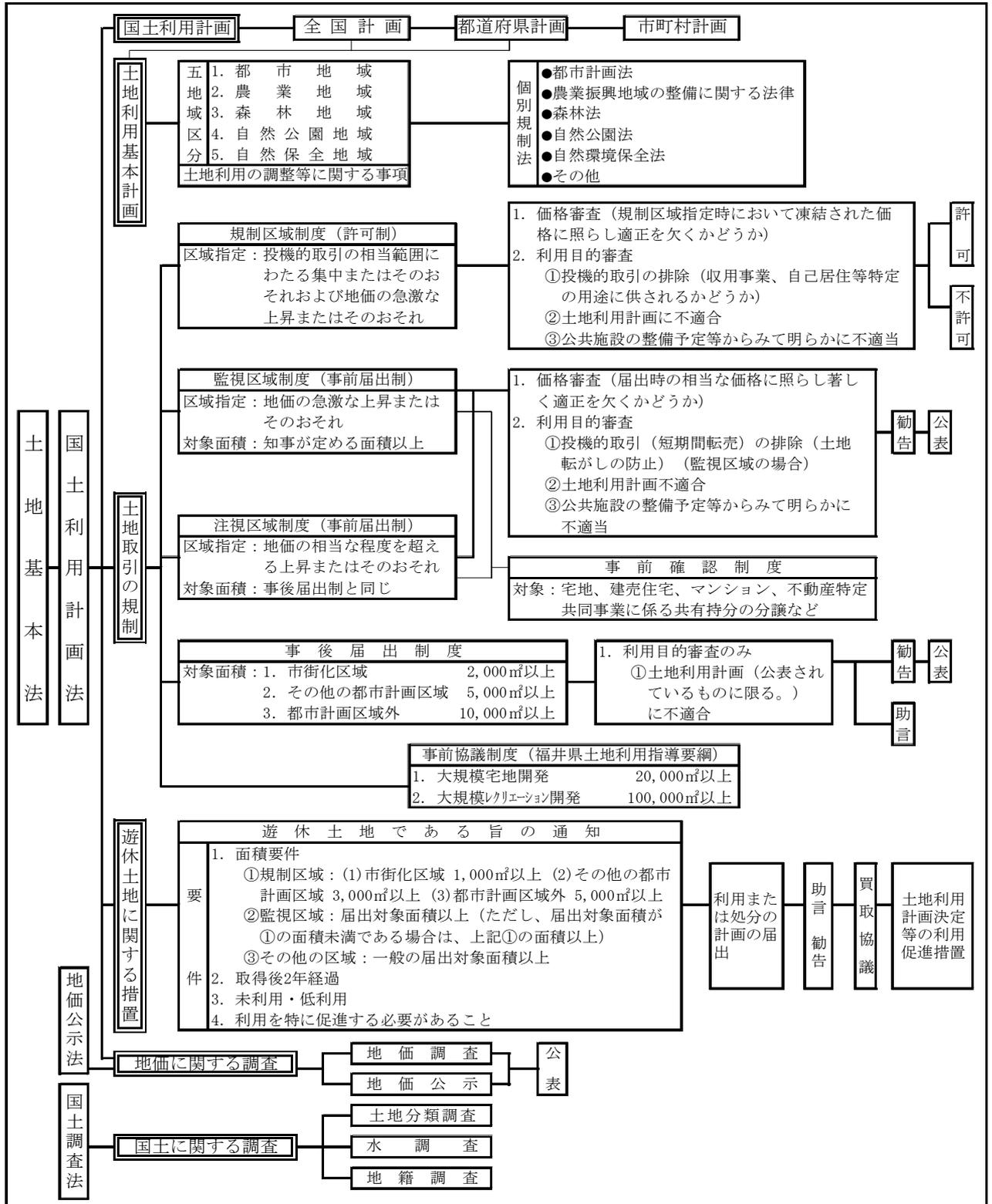
土地利用の計画

第 4 章 土地利用の計画

1. 土地利用対策制度	34
○ 土地利用対策制度の概要	34
2. 国土利用計画	35
○ 国土利用計画の体系	35
〈市 町 村 計 画〉○ 国土利用計画（市町村計画）策定状況	36
3. 土地利用基本計画	37
○ 土地利用基本計画地域区分別面積（総括表）	37
4. 土地利用規制関係法（個別規制法）	38
○ 土地利用規制関係法（個別規制法）による土地利用区分	38
(1) 都市計画法等による規制	39
○ 都市計画区域の都市計画の内容	39
○ 準都市計画区域の都市計画の内容	40
○ 開発許可制度の内容	41
○ 開発許可の手続のフロー	43
(2) 農振法等による規制	44
[農業振興地域制度の概要]	44
[農地法による農地の転用の制限]	45
○ 農地転用の許可および届出	46
○ 農地転用許可基準	47
(3) 森林法等による規制	48
森 林 計 画 制 度 ○ 森林計画制度の体系	48
○ 福井県内における計画区域別の地域森林計画の状況...	48
開 発 行 為 等 の 規 制 ○ 林地開発制度	49
保 安 林 制 度 ○ 保安林の種類別指定状況	50
(4) 自然公園法および福井県立自然公園条例による規制	51
○ 福井県内における自然公園の指定状況	51
(5) 自然環境保全法および福井県自然環境保全条例による規制	52
○ 福井県自然環境保全地域の指定状況	52
開 発 行 為 等 の 規 制	52
その他の地域における開発行為等の規制	52
開 発 行 為 等 の 規 制	53
(6) その他の土地利用規制関係法	54
○ 防災・保全等関係規制区域の指定状況	55
(7) 市町村別土地利用規制区域等面積一覧表	56

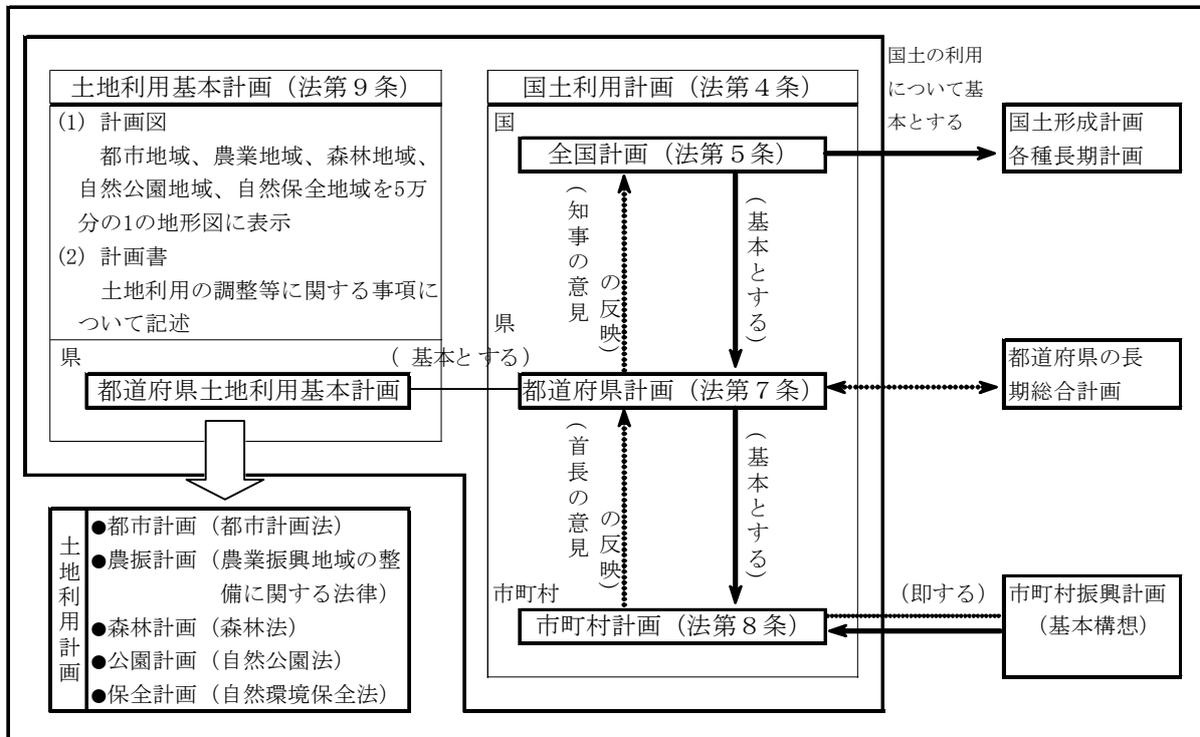
1. 土地利用対策制度

○ 土地利用対策制度の概要



2. 国土利用計画

○ 国土利用計画の体系



国土利用計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「国土法」という。）の規定に基づき策定されるもので、国が策定する全国計画、都道府県が策定する都道府県計画および市町村が策定する市町村計画の三段階から成る。

本計画は、国土資源の有限性を前提に、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全、歴史的文化的諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、長期にわたって安定した均衡ある国土利用を確保することを目的として策定するものである。

国土法は、土地対策の要となる法律として策定されたが、国土を総合的かつ計画的に利用していくための手段として三つの柱を擁している。

一つめは、国土の計画的な利用を図るため国土利用計画を定めるとともに、適正かつ合理的な土地利用を進める基準として土地利用基本計画を定めること、二つめは、地価の安定と適正な土地利用を図るため土地取引を規制すること、三つめは、遊休土地の利用を促進することである。

《市町村計画》

市町村計画は、国土法第8条の規定に基づき策定するものであり、都道府県計画を基本とし、地方自治法の規定による市町村の基本構想に即しつつ、住民の意向を十分に反映させた上で市町村が計画案を作成し、議会の議決を経て策定する。

○ 国土利用計画（市町村計画）策定状況（平成22年3月31日現在）

市町	計画	策定年月日	目標年次
福井市	第一次計画	S55.12.24	H2
	第二次計画	H3.12.20	H13
	○第三次計画	H13.12.20	H23
大野市	第一次計画	S56.3.9	H2
	○第二次計画	H10.3.23	H22
勝山市	第一次計画	S56.12.19	H2
鯖江市	第一次計画	S57.6.30	H2
池田町	第一次計画	S57.3.27	H12
美浜町	第一次計画	S63.3.23	H7
	○第二次計画	H11.6.23	H22

(注) ○…現在計画期間中

他11市町（敦賀市、小浜市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、越前町、高浜町、おおい町、若狭町）は未策定である。

3. 土地利用基本計画

都道府県は、国土法の規定により、都道府県の区域について、適切かつ合理的な土地利用を図るため、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域および自然保全地域の5地域区分および土地利用の調整等に関する事項を内容とする土地利用基本計画を定めることとされている。

本基本計画は、国土法に基づく土地取引規制および遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接に、開発行為については個別法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

本基本計画は、5つの地域の範囲を5万分の1の地図に表示した「計画図」と、重複地域における土地利用の調整指導方針のほか、各地域における土地利用の原則等を定めた「計画書」から構成される。

○ 土地利用基本計画地域区分別面積（総括表）

（平成22年3月31日現在）

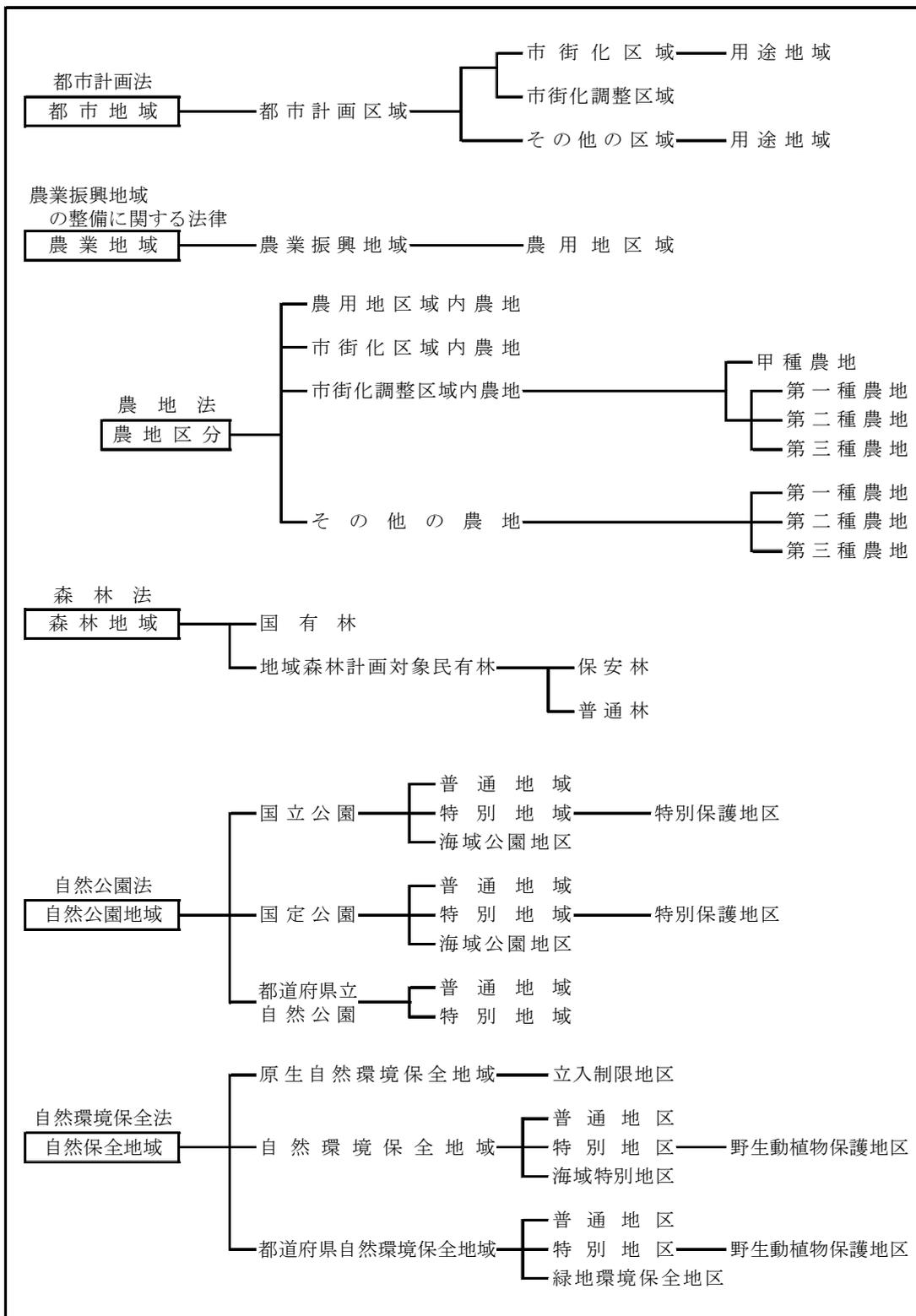
区 分		面 積 (ha)	割 合 (%)
五 地 域	都 市 地 域	97,872	23.4
	農 業 地 域	90,149	21.5
	森 林 地 域	315,511	75.3
	自 然 公 園 地 域	61,587	14.7
	自 然 保 全 地 域	253	0.1
計		565,372	135.0
白 地 地 域		1,967	0.5
合 計		567,339	135.4
県 土 面 積		4189,54	100.0

- (注) 1 県土面積は、平成20年10月1日現在の面積で、国土地理院が公表した数値によるものである。
 2 五地域区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。
 3 五地域計と白地地域の面積の合計が県土面積と一致しないのは、重複して指定されている地域があるためである。

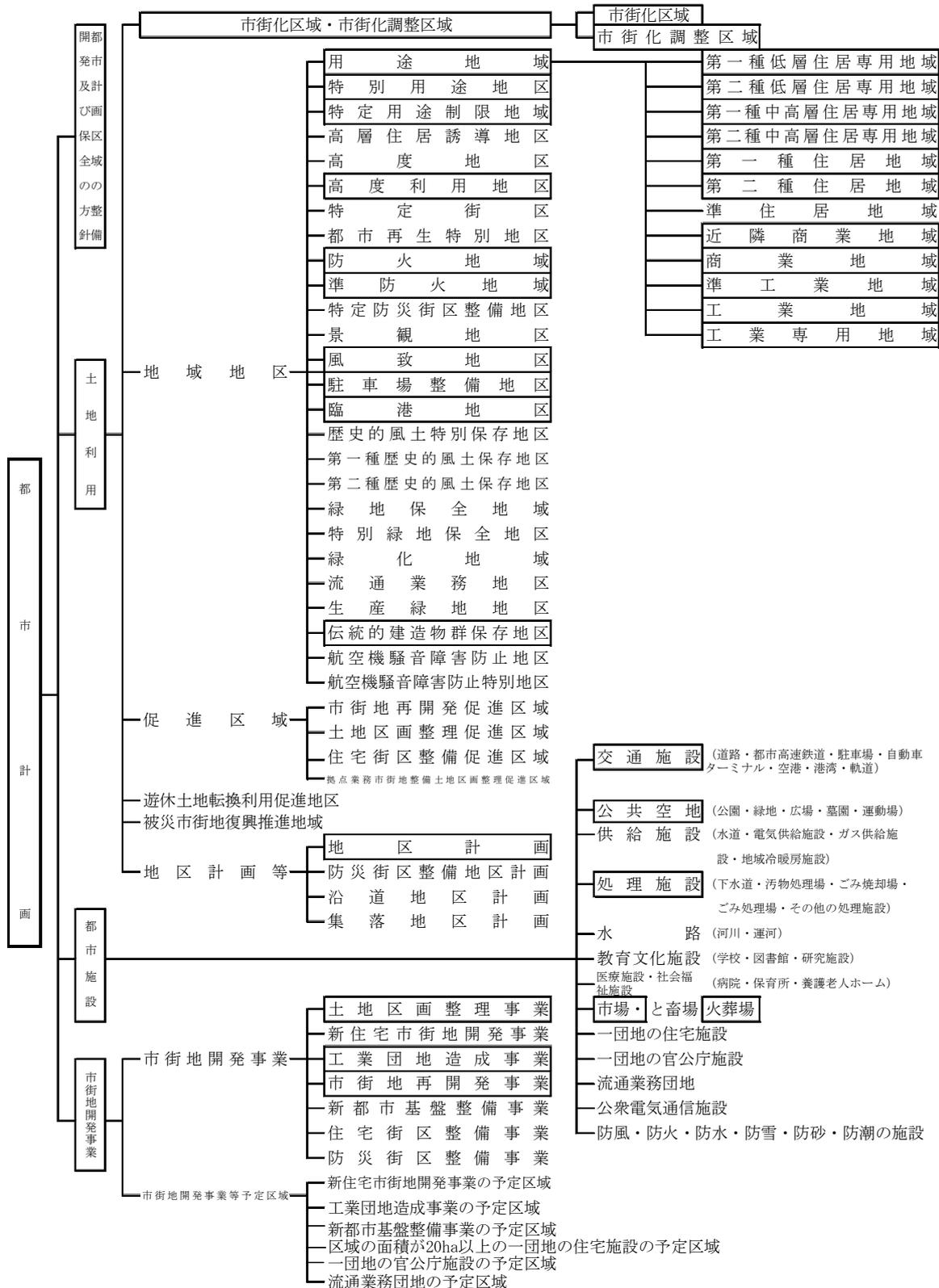
資料：「福井県土地利用基本計画」（福井県土木管理課）

4. 土地利用規制関係法（個別規制法）

○ 土地利用規制関係法（個別規制法）による土地利用区分



(1) 都市計画法等による規制
 ○ 都市計画区域の都市計画の内容

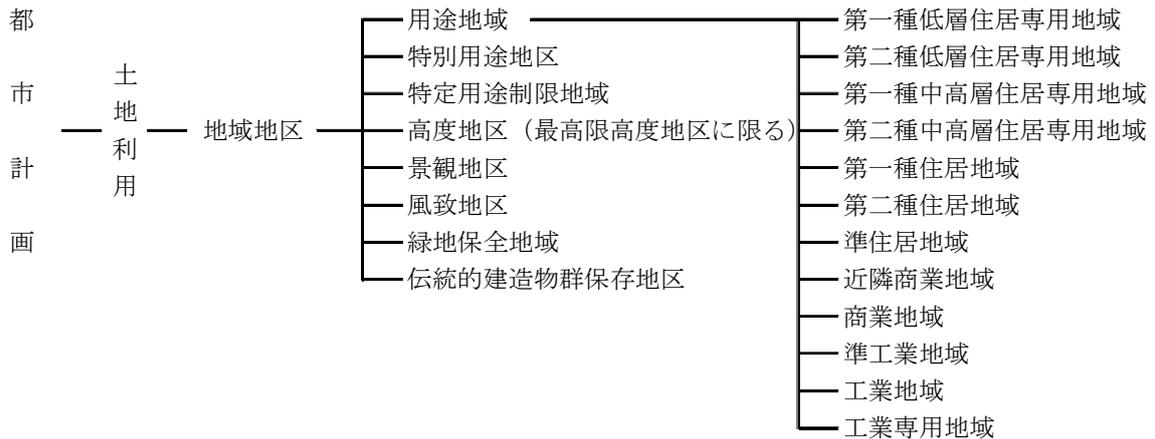


(注) □内は、本県において決定されているものを示す。(平成22年3月31日現在)
 これらの内容は、都市計画区域に定めることができるものを示している。

○ 準都市計画区域の都市計画の内容

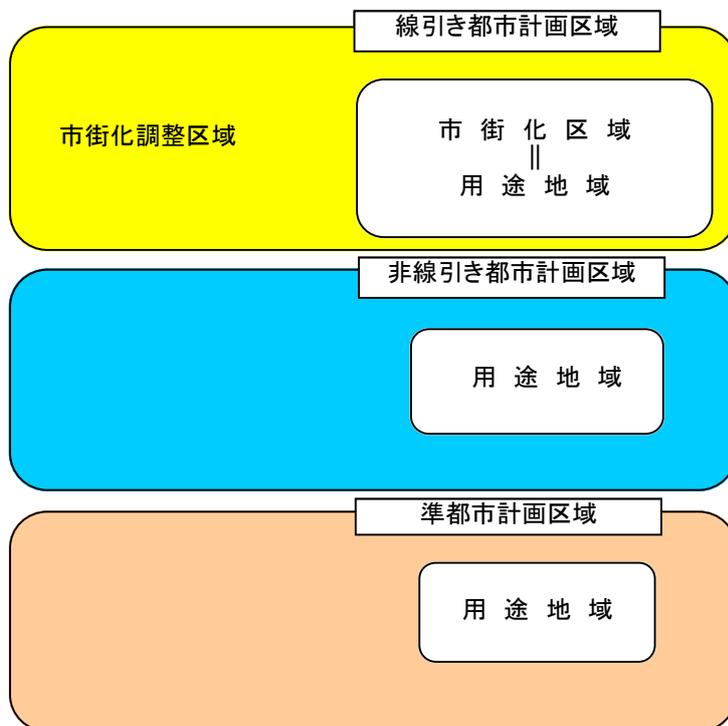
平成12年5月19日公布の都市計画法改正（平成13年5月18日施行）により、都市計画区域外であっても、都市計画区域に準じて必要な土地利用の規制・誘導が行える「準都市計画区域」制度が創設された。

また、平成18年5月31日公布の都市計画法改正（平成18年11月30日施行）により、指定権者が市町村から都道府県に変更になるとともに、その区域内において、新たに緑地保全地域を定めることが可能となった。



(注) これらの内容は、準都市計画区域に定めることができるものを示している。

都市計画区域・準都市計画区域



○ 開発許可制度の内容

1. 開発行為の許可

- ① 開発行為をしようとする者は、あらかじめ、知事（福井市については福井市長、小浜市、大野市、鯖江市、越前市、坂井市において開発区域の面積が 1ha 未満については各市長）の許可を受けなければならない。
- ② 開発行為とは、「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」であり、何らかの物理的行為を伴わない土地の分筆や、30～50cm 程度の宅地の切盛など建築工事のための整地は含まない。

なお、「特定工作物」とは、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントおよび危険物の貯蔵若しくは処理に供する工作物またはゴルフコース、1 ha 以上の規模の野球場、遊園地その他の運動・レジャー施設および 1 ha 以上の規模の墓園をいう。（都市計画法第 4 条、同法施行令第 1 条）

2. 開発許可の基準等		許可を受けることなく 開発行為のできるもの	開発許可・建築許可を必要とするもの および許可に当たっての基準等
市街化区域 市街化調整区域の区分が定められた都市計画区域	市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為（法第 29 条第 1 項） 1. 小規模（0.1 ヶタール未満）（令 19 条） 2. 法令で定める公益上必要な建築物（令 21 条） 3. 都市計画事業 4. 土地区画整理事業 5. 市街地再開発事業 6. 住宅街区整備事業 7. 防災街区整備事業 8. 公有水面埋立法の埋立免許を受けた埋立地で、竣功認可の告示のないものにおいて行う開発行為 9. 非常災害応急措置 10. 通常の管理行為等（令 22 条） 仮設建築物、附属建築物、10 平方メートル以内の増築、日常生活に必要な店舗等（延べ面積 50 平方メートル以内、開発行為 100 平方メートル以内）、その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記以外の開発行為（法第 29 条第 1 項） ・技術上の許可基準（法第 33 条） 1. 用途地域適合 2. 道路、公園等（令 25 条、令 29 条） 3. 排水施設（令 26 条、令 29 条） 4. 給水施設 5. 地区計画等 6. 公共公益施設（令 27 条） 7. 防災措置（令 28 条、令 29 条） 8. 災害危険区域（令 23 条の 2） 9. 樹木の保存等（令 28 条の 2） 10. 緑地帯、緩衝帯（令 28 条の 3） 11. その他（輸送施設、申請者の資力信用、工事施行者の能力、権利者の同意）
	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為（法第 29 条第 1 項） 上記市街化区域の 2 から 10 まで 農林漁業の用に供する建築物等 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記以外の開発行為（法第 29 条第 1 項） ・技術上の許可基準（法第 33 条） 市街化区域と同じ ・立地上の許可基準（法第 34 条） 1. 周辺地域の住民が利用する公益上必要な施設、日常生活に必要な店舗等 2. 鉱物資源、観光資源の利用のためのもの 3. 特別な条件を必要とするもの（政令未制定） 4. 農林水産物の貯蔵・加工のためのもの 5. 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に従うもの 6. 中小企業団地 7. 既存工場の密接関連工場 8. 危険物の貯蔵処理のためのもの（令 29 条の 6）

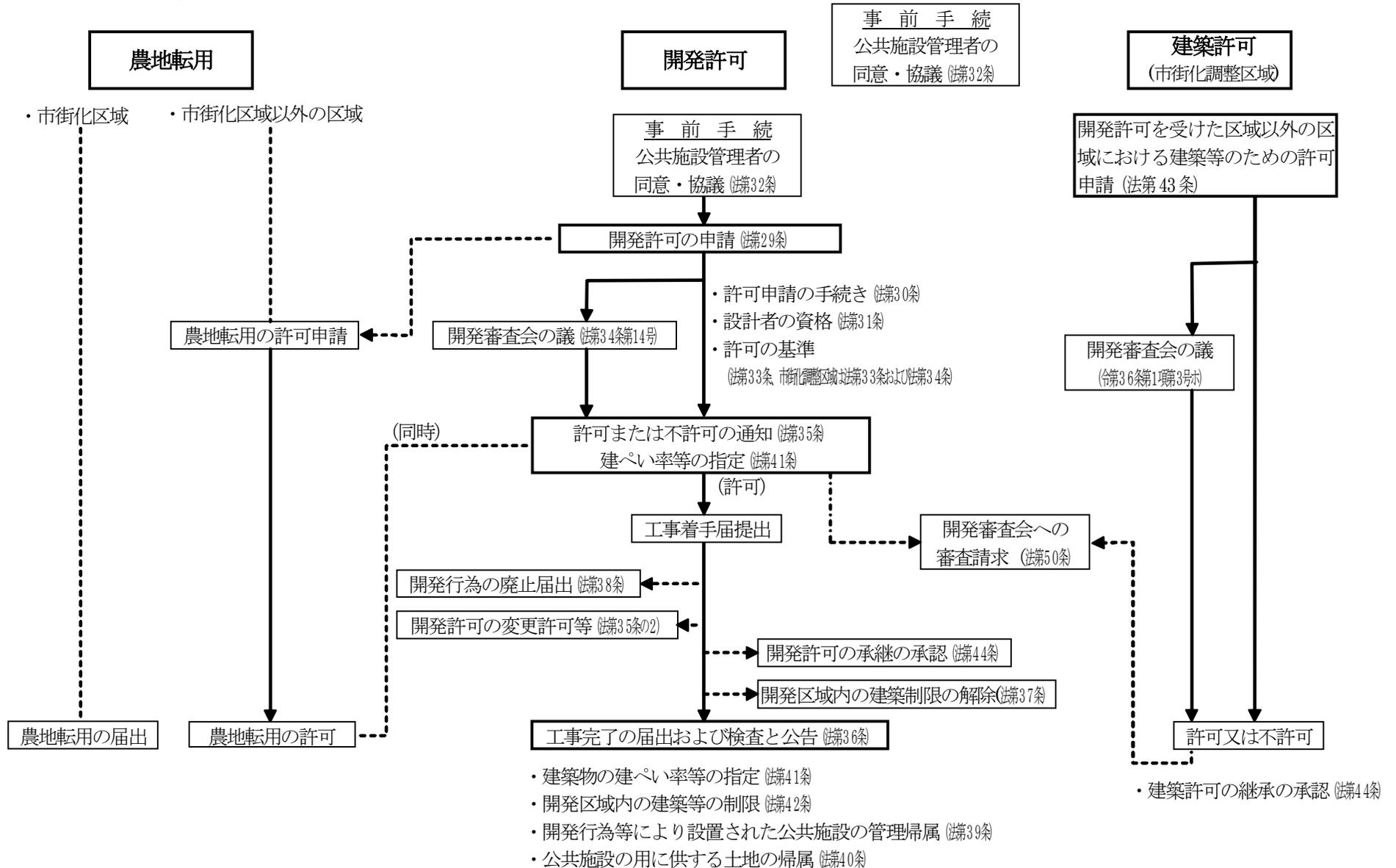
区域区分	許可を受けることなく 開発行為のできるもの	開発許可・建築許可を必要とするもの および許可に当たっての基準等
市街化区域、 市街化調整 区域の区分 が定められ た都市計画 区域	市街化調整区域	<p>9. 市街化区域内で建築困難なもの等（令 29 条の 7）</p> <p>10. 地区計画等に適合するもの</p> <p>11. 市街化区域隣接地域における環境保全上支障のないもので条例で区域等定めたもの（条例未制定）</p> <p>12. 市街化のおそれがないもの等で条例で区域、用途を限定したもの（条例未制定）</p> <p>13. 既得権の 5 年以内の行使</p> <p>14. 開発審査会の同意 ・市街化のおそれがないもの等</p> <p>・建築許可 開発行為完了前着工（法第 37 条） 許可条件の適用除外（法第 41 条） 予定建築物以外の建築（法第 42 条） 開発許可を受けた土地以外の土地での建築（法第 43 条）</p>

区域区分	許可を受けることなく 開発行為のできるもの	開発許可・建築許可を必要とするもの および許可に当たっての基準等
区域の区分が 定められてい ない（線引きさ れていない）都 市計画区域	<p>・開発行為（法第 29 条第 1 項）</p> <p>1. 小規模（0.3ヘクタール未満）（令 19 条）</p> <p>2. 農林漁業用建築物等</p> <p>3. 市街化区域の 2～10 までに同じ</p>	<p>・左記以外の開発行為（法第 29 条第 1 項）</p> <p>・技術上の許可基準（法第 33 条） 市街化区域と同じ</p> <p>・建築許可 開発行為完了前着工（法第 37 条） 許可条件の適用除外（法第 41 条） 予定建築物以外の建築（法第 42 条）</p>

区域区分	許可を受けることなく 開発行為のできるもの	開発許可・建築許可を必要とするもの および許可に当たっての基準等
準都市計画区 域	<p>・開発行為（法第 29 条第 1 項）</p> <p>1. 小規模（0.3ヘクタール未満）（令 19 条）</p> <p>2. 農林漁業用建築物等</p> <p>3. 市街化区域の 2～10 までに同じ</p>	<p>・左記以外の開発行為（法第 29 条第 1 項）</p> <p>・技術上の許可基準（法第 33 条） 市街化区域と同じ</p> <p>・建築許可 開発行為完了前着工（法第 37 条） 許可条件の適用除外（法第 41 条） 予定建築物以外の建築（法第 42 条）</p>

区域区分	許可を受けることなく 開発行為のできるもの	開発許可・建築許可を必要とするもの および許可に当たっての基準等
都市計画区域 及び準都市計 画区域以外の 区域	<p>・開発行為（法第 29 条第 2 項）</p> <p>1. 一定規模未満（1.0ヘクタール未満）（令 22 の 2 条）</p> <p>2. 農林漁業用建築物等</p> <p>3. 市街化区域の 2、3 および 8～10 までに同じ</p>	<p>・左記以外の開発行為（法第 29 条第 2 項）</p> <p>・技術上の許可基準（法第 33 条） 市街化区域と同じ</p> <p>・建築許可 開発行為完了前着工（法第 37 条） 許可条件の適用除外（法第 41 条） 予定建築物以外の建築（法第 42 条）</p>

○ 開発許可の手続のフロー



(2) 農振法等による規制

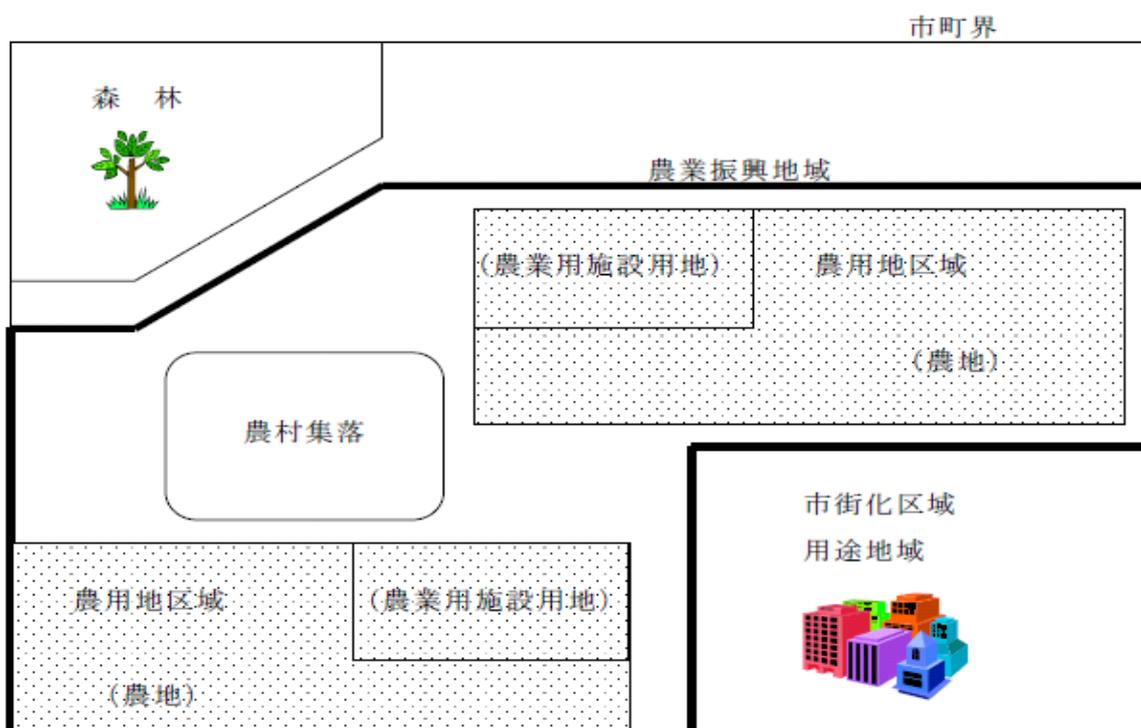
【農業振興地域制度の概要】

優良農地の確保のため、農地法による農地転用許可制度と併せて、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度が設けられています。

すなわち、知事は、農林水産大臣が策定した基本指針（農用地等の確保等に関する基本指針）に基づき、基本方針（農業振興地域整備基本方針）を策定するとともに、農業振興地域を指定し、市町長は、県の基本方針に適合するよう整備計画（農業振興地域整備計画）を策定しています。

市町の整備計画には、土地改良事業等生産基盤や農業近代化施設の整備等の計画のほか、集团的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地について農用区域を定めることとし、当該区域内においては、原則として農地転用を禁止することにより、農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っています。

○ 農業振興地域のイメージ図



【農地法による農地の転用の制限】

耕作者の農地の取得を促進し、およびその権利を保護し、ならびに土地の農業上の効率的な利用を図るため、農地法第3条第1項の規定により、農地または採草放牧地の権利移動を行う場合には市町農業委員会（住所のある市町の区域外の農地である場合には、知事）の許可を、受けることが必要とされています。

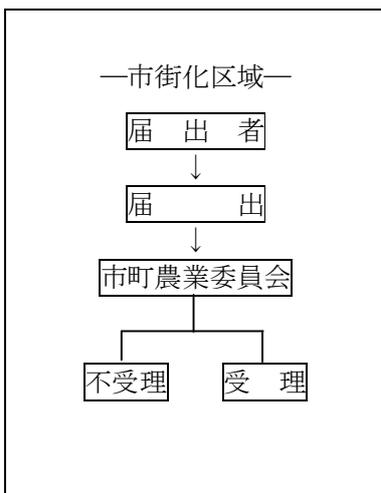
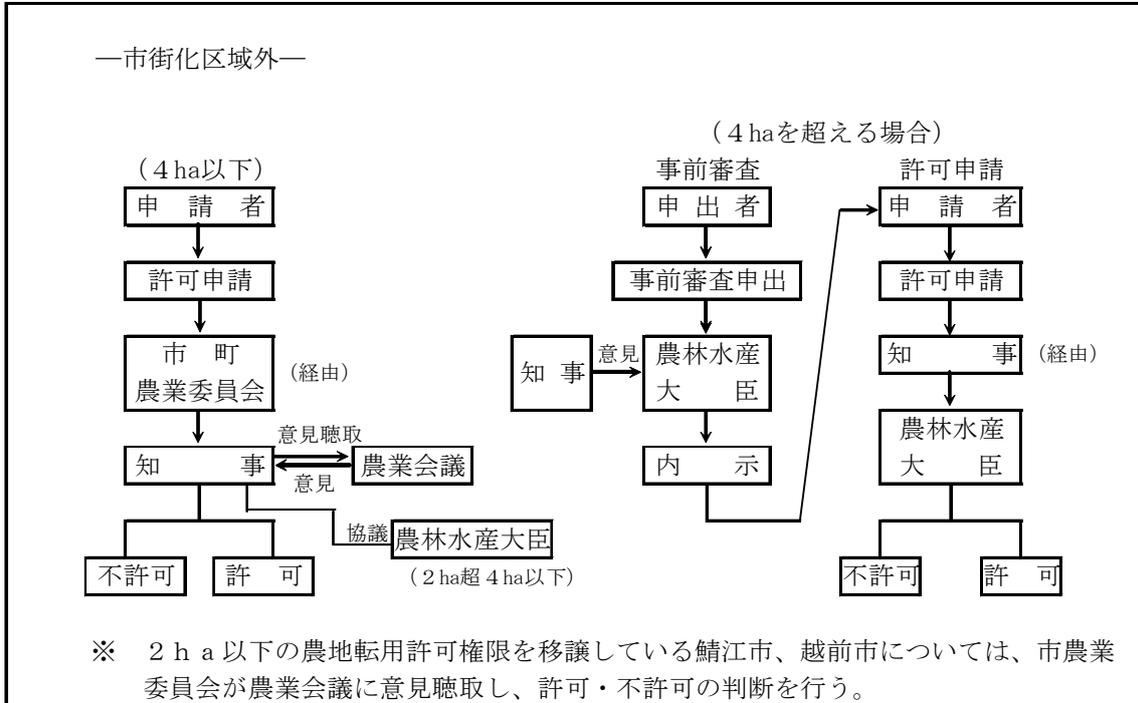
ただし、相続等により権利移動した場合には、市町農業委員会に届け出ることとされています。

また、農地法第4条第1項および第5条第1項の規定により、農地の転用および農地または採草放牧地の転用のための権利移動を行う場合には知事（2ha以下の農地転用許可権限を移譲している鯖江市、越前市については市農業委員会。なお、4haを超える場合には農林水産大臣）の許可（2ha超4ha以下の場合は、事前に農林水産大臣に協議）を受けることが必要とされています。

（国または県が学校、社会福祉施設、医療施設、庁舎または宿舎を設置する際に農地の転用を伴う場合は、知事（4haを超える場合は農林水産大臣）との協議を行うこととされています。また、市町がこれらの施設を設置する際に農地の転用を伴う場合は、知事（4haを超える場合は農林水産大臣）の許可を受けることが必要とされています。）

ただし、都市計画法第7条第1項の市街化区域内の農地の転用または転用のための権利移動を行う場合には、市町農業委員会にあらかじめ届け出ることとし、許可を要しないとされています。

○ 農地転用の許可および届出



対象	<ul style="list-style-type: none"> ○農地を農地以外のものにする場合 ○農地を農地以外のものにするためまたは採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするため、これらの土地について所有権を移転し、または地上権、賃借権等の設定もしくは移転する場合
----	---

○ 農地転用許可基準

1 立地基準

- (1) 農用地区域内農地（農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町が定める農業振興地域整備計画において定められた農用地等として利用すべき土地の区域）は、原則として許可できない。
- (2) 第1種農地（集团的農地または特定土地改良事業対象農地等）は、原則として許可できない。
- (3) 甲種農地（第1種農地の要件に該当する農地のうち市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地）は、原則として許可できない。
- (4) 第3種農地（土地区画整理事業施行地区内農地等、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地）は、許可できる。
- (5) 第2種農地（公共施設から近距離にある農地等、第3種農地の区域に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある農地または農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地）は、他に代替すべき土地がない場合に限り許可できる。

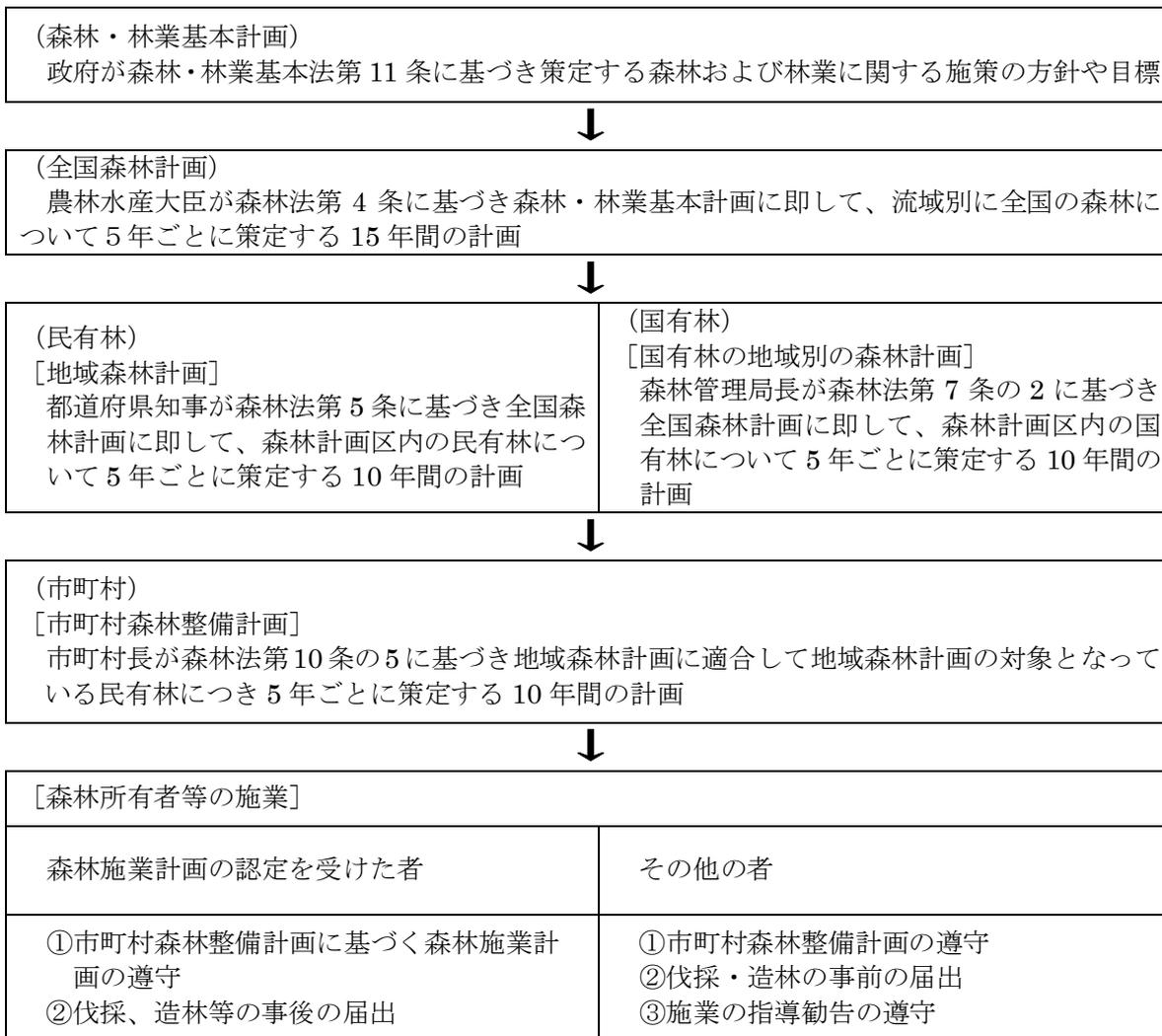
2 一般基準

- (1) 転用目的実現の確実性（資力および信用、他法令による許認可等の処分または処分の見込み等）がないと認められる場合は、許可できない。
- (2) 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可できない。
- (3) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する場合においては、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、または、所有権を取得しようとするときは、許可できない。

(3) 森林法等による規制

【森林計画制度】

○ 森林計画制度の体系

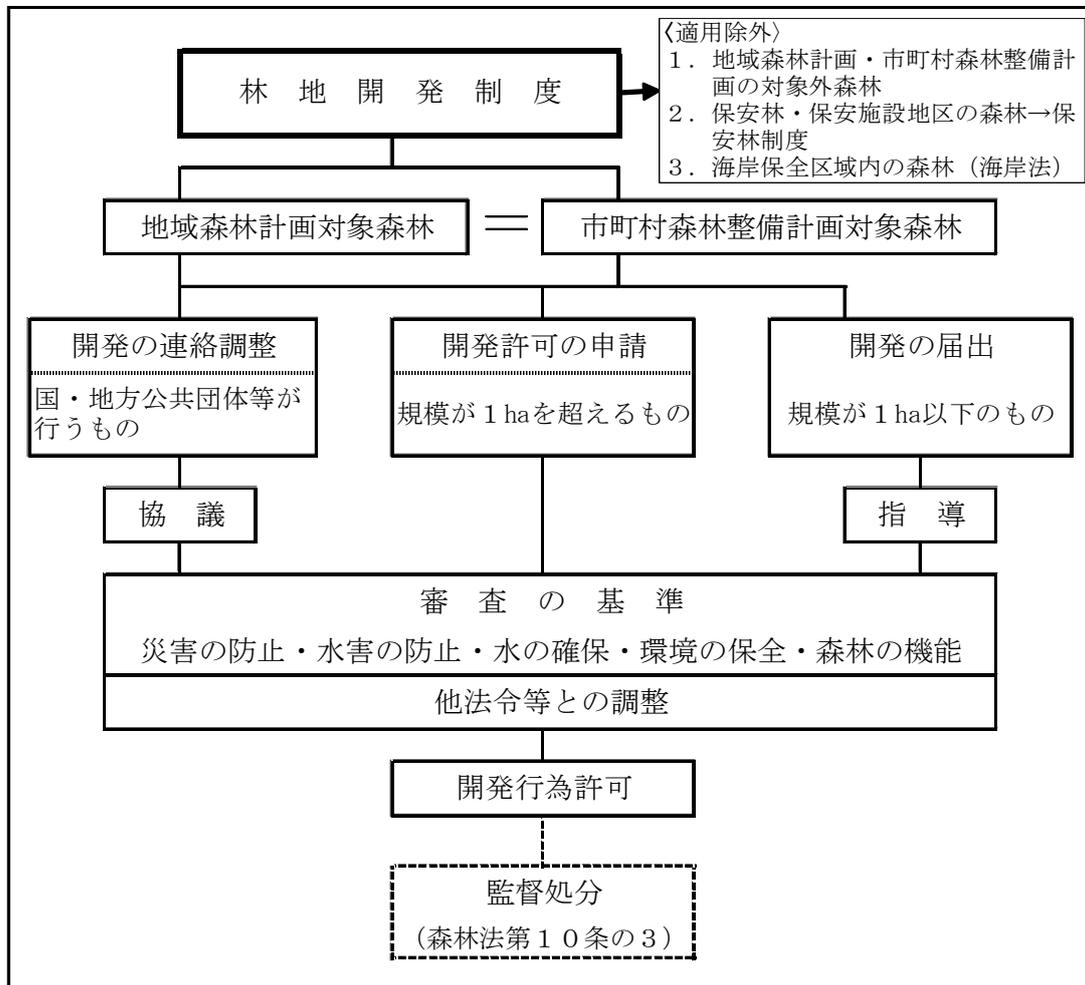


○ 福井県における計画区域別の地域森林計画の状況

区 分	包 括 区 分	計 画 期 間
越前計画区	福井市、永平寺町、あわら市、坂井市、大野市、勝山市、越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町	平 18.4.1～ 平 28.3.31
若狭計画区	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町	平 20.4.1～ 平 30.3.31

開発行為等の規制

【林地開発制度】



○ 林地開発行為の許可(森林法第10条の2)

地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模：1haを超えるもの）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続きに従い知事の許可を受けなければならない。

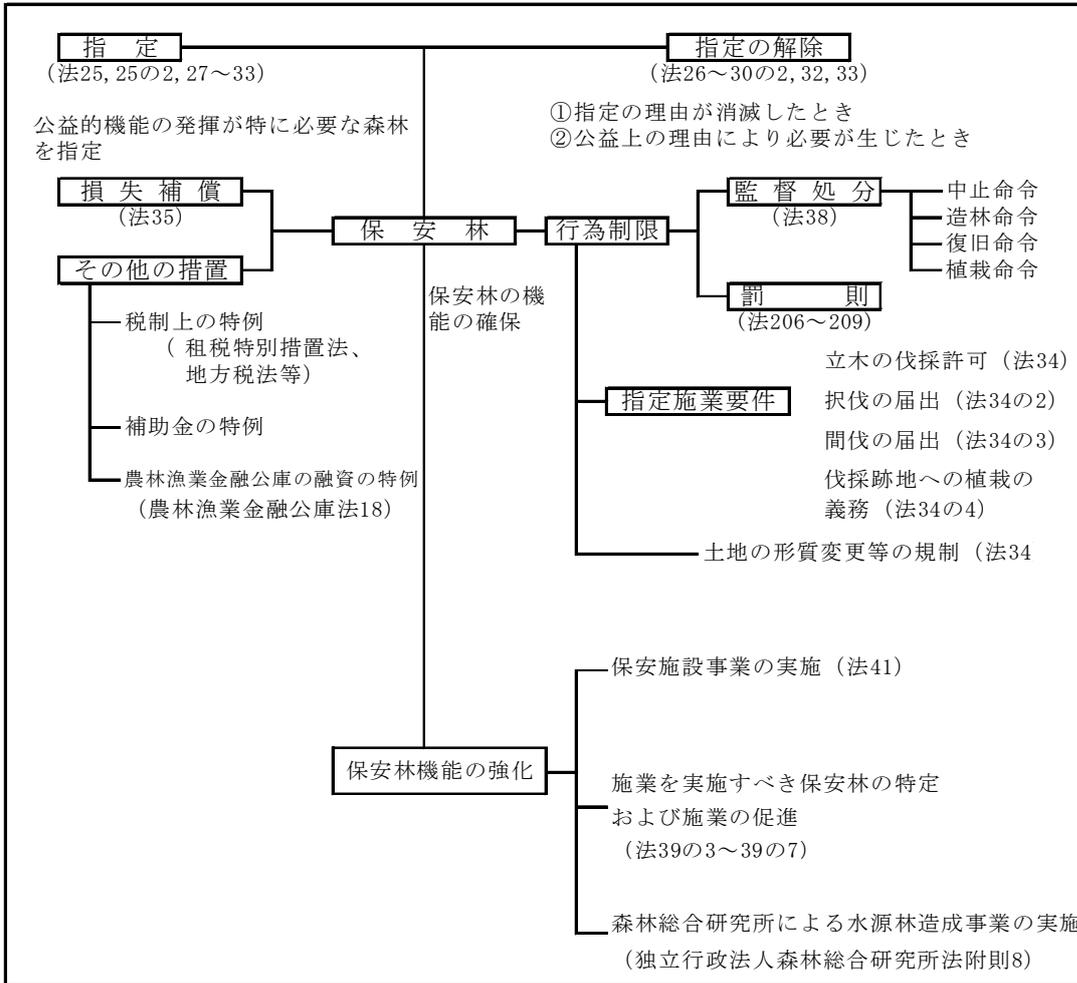
○ 小規模林地開発行為の届出（福井県林地開発行為指導要綱第13条）

1ha以下の開発行為を行おうとする者は、当該開発地を所管する農林総合事務所・嶺南振興局の長に、小規模林地開発行為届出書を提出しなければならない（0.1ha未満・他法令等に関係するものは除く）。

○ 林地開発行為の連絡調整（衆議院農林水産委員会付帯決議）

国または地方公共団体等が1haを超えて開発を行う場合は、あらかじめ知事との協議を要する。

【保安林制度】



(注)：() 内で単に「法」とあるのは、森林法を示す。

○ 保安林の種類別指定状況(平成22年3月31日現在)

(単位：ha、%)

	国 有 林		民 有 林		計	
	面 積	構 成 比	面 積	構 成 比	面 積	構 成 比
水 源 かん 養	36,861	24.5	90,311	60.0	127,172	84.4
土 砂 流 出 防 備	486	0.3	7,154	4.8	7,640	5.1
土 砂 崩 壊 防 備	-	-	414	0.3	414	0.3
潮 害 防 備	62	0.0	213	0.1	275	0.1
干 害 防 備	148	0.1	559	0.4	707	0.5
な だ れ 防 止	141	0.1	2,683	1.8	2,824	1.9
落 石 防 止	-	-	2	0.0	2	0.0
魚 つ き	-	-	922	0.6	922	0.6
保 健	416	0.3	10,074	6.7	10,490	7.0
風 致	-	-	93	0.1	93	0.1
計	38,114	25.4	112,425	74.6	150,697	100.0

(注) 面積は、兼種保安林を含めた延面積である。
 なお、「0」と表示してあるのは、小数点第1位を四捨五入したことによるものである。
 合計と内訳の計が一致しないのは四捨五入によるものである。

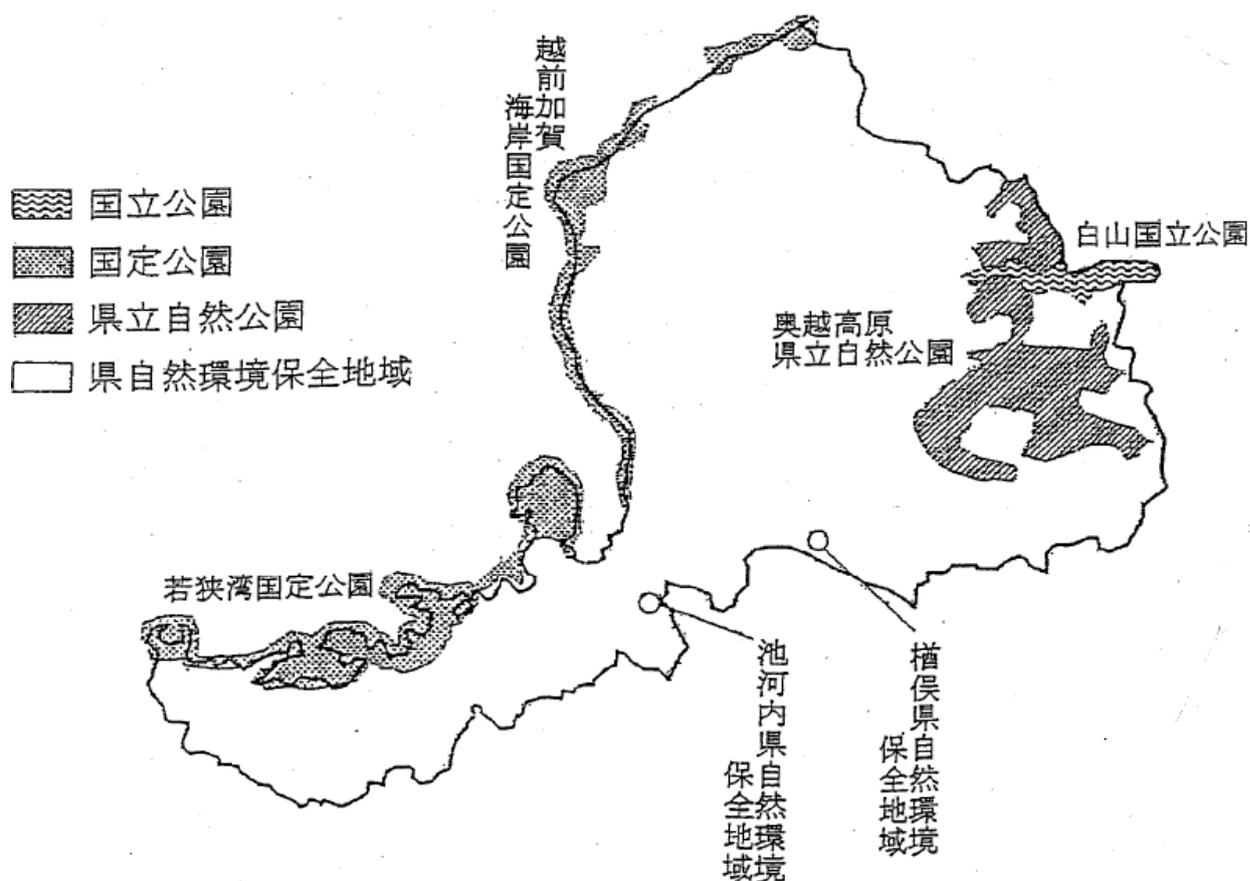
(4) 自然公園法および福井県立自然公園条例による規制

○ 福井県内における自然公園の指定状況 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

(単位 : ha)

公園名	特別地域		普通地域	面積	海域公園地区
	特別保護地区	第 1・2・3 種特別地域			
白山国立公園	220	4,986	—	5,206	—
越前加賀海岸国定公園	92	7,257	181	7,530	—
若狭湾国定公園	67	15,185	205	15,457	30.2
奥越高原県立自然公園	—	19,927	13,312	33,239	—
計	379	47,355	13,698	61,432	30.2

自然公園等位置図



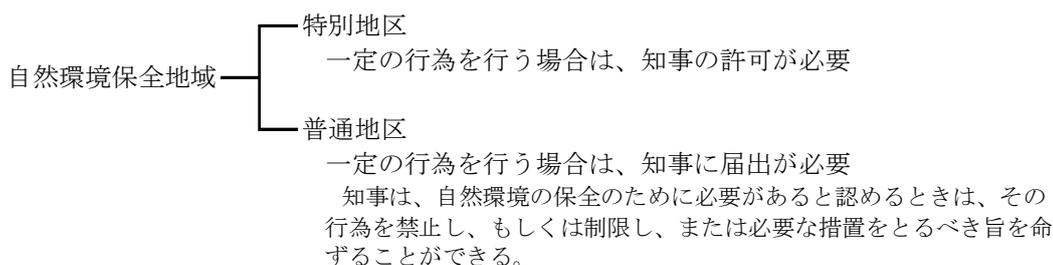
(5) 自然環境保全法および福井県自然環境保全条例による規制

○ 福井県自然環境保全地域の指定状況

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

名称	所在地	指 定 年月日	面 積 (ha)			保 全 対 象	保 全 対 象 の 具 体 的 内 容
			特別地区	普通地区	計		
池河内	敦賀市 池河内	52.3.25	7.80 うち野生動植物保護地区 7.40	103.20	111.00	湿原植物の 自生地・野生 動物の生息 地	高層湿原性イヌノハナヒゲ ーハリミズゴケ群落 ヤナギトラノオ (南限種) ヤチスギラン (西限種) ハッチョウトンボ
檜 俣	今立郡 池田町 檜 俣	54.6.19	162.12	—	162.12	優れた天然 林が相当部 分を占める 森林の区域	ブナーウスギョウラクーチ シマザサ群落 モミジカラマツ (西限種) シロウミノデ (西限種) シマイヌワラビ (北東限種)

【開発行為等の規制】

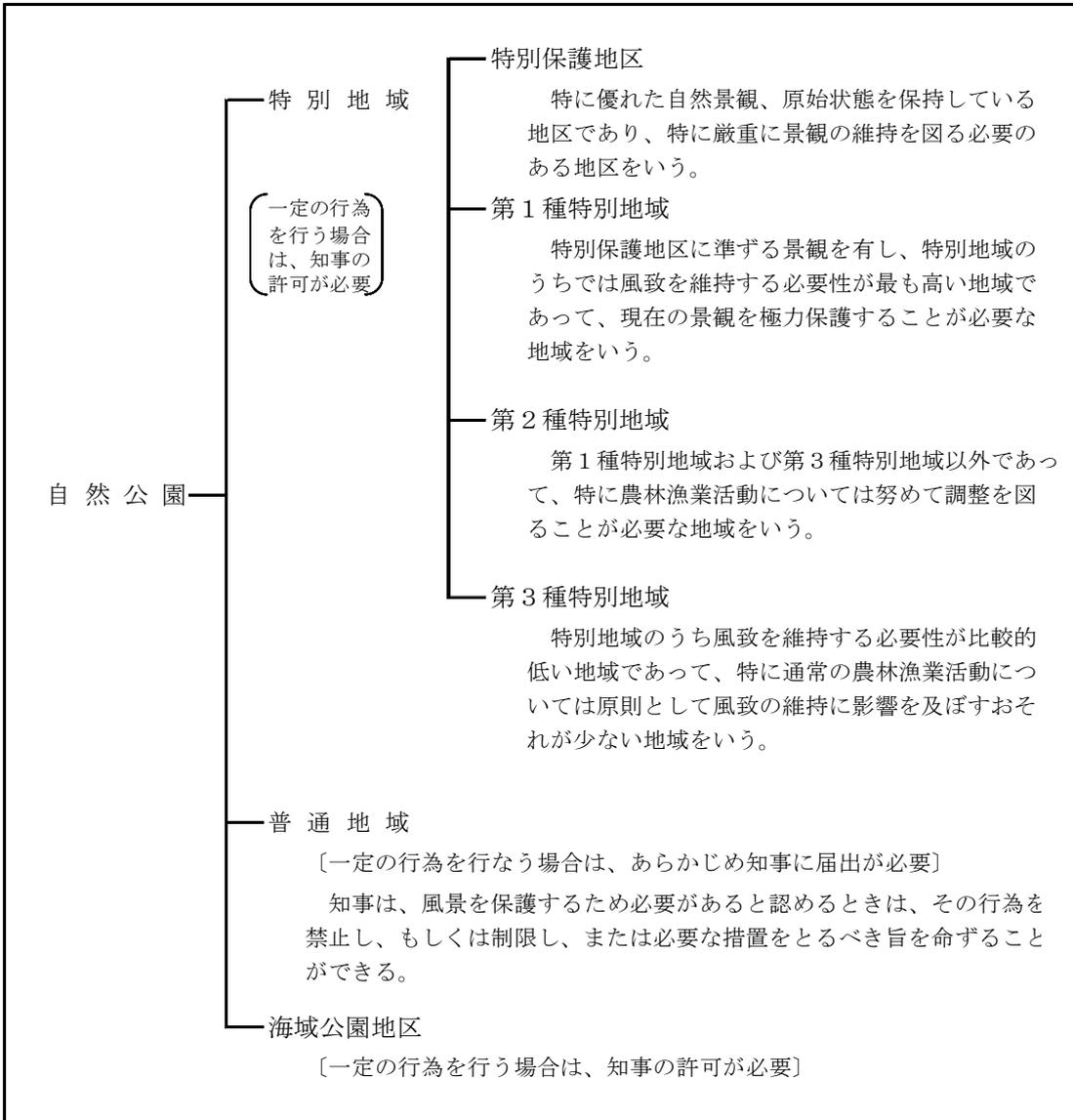


許 可 お よ び 届 出 の 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物および工作物の新築、改築、増築 ・ 宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更 ・ 鉱物の掘採、土石の採取 ・ 水面の埋立、干拓 ・ 木竹の伐採 ・ 河川、湖沼等の水位または水量に増減を及ぼすこと…等の行為
------------------------------	---

【その他の地域における開発行為等の規制】

自然環境保全地域、自然公園、保安林、都市公園、市街化区域、用途地域および風致地区等の地域以外の地域における一定規模以上の開発行為は、福井県自然環境保全条例に基づき事前に届け出ることが義務付けられている。届出を要する行為は、土地の総面積が 1 ha 以上の宅地造成、ゴルフ場やスキー場の建設、土石の採取など土地の形質変更に係る行為である。知事は、自然環境の保全上必要があると認めるときは、助言または勧告を行うこととしている。

【開発行為等の規制】



許可 および 届出の 対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の新築、改築、増築 ・ 木竹の伐採 ・ 鉋物の掘採、土石の採取 ・ 広告物等の掲示、設置、表示 ・ 物の集積、貯蔵 ・ 水面の埋立、干拓 ・ 土地の形状の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定植物の採取、損傷 ・ 指定動物の捕獲、殺傷 ・ 色彩の変更 ・ 河川、湖沼などの水位または水量の増減 <p style="text-align: right;">等の行為</p>
------------------------	--	--

(6) その他の土地利用規制関係法

防 災 関 係

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
……………急傾斜地崩壊危険区域（砂防海岸課）
- (2) 砂 防 法……………砂防指定地（砂防海岸課）
- (3) 地すべり等防止法……………地すべり防止区域（砂防海岸課・農村振興課・森づくり課）
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
……………土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（砂防海岸課）
- (5) 河 川 法……………河川区域、河川保全区域（河川課）
- (6) 建 築 基 準 法……………災害危険区域（建築住宅課）

自然環境保全関係

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律…鳥獣保護区 - 特別保護地区（自然環境課）
- (2) 都 市 計 画 法……………風致地区（都市計画課）

その他

- (1) 採 石 法……………岩石採取場の区域（地域産業・技術振興課）
- (2) 砂 利 採 取 法……………砂利採取場の区域（河川課）
- (3) 福井県土採取規制条例……………土採取規制区域（砂防海岸課）
- (4) 景 観 法……………景観計画区域、景観地区（都市計画課）
- (5) 文 化 財 保 護 法……………史跡名勝天然記念物、埋蔵文化財包蔵地（文化課）
- (6) 海 岸 法……………海岸保全区域
(砂防海岸課・港湾空港課・農村振興課・水産課)
- (7) 港 湾 法……………港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区（港湾空港課）
- (8) 漁港漁場整備法……………漁港区域（水産課）

○ 防災・保全等関係規制区域の指定状況

種 別	規 制 区 域 の 名 称	指 定 状 況			主 管 課
		箇 所 数	面 積 等	時 点	
防災関係	急傾斜地崩壊危険区域	503	904.89ha	22.3.31	砂 防 海 岸 課
	砂防指定地	1,736	30,884.50ha	〃	〃
	地すべり防止区域	29	456.71ha	〃	〃
	〃	7	333.48ha	22.4.1	農 村 振 興 課
	〃	4	383.86ha	19.3.1	森 づ く り 課
	河川区域	(河川数) 200	(河川延長) 1,352.031 km	22.4.30	河 川 課
	河川保全区域	13	157.14km	〃	〃
	土採取規制区域	24	8,975.80ha	22.3.31	砂 防 海 岸 課
	自然環境 保全関係	鳥獣保護区特別保護地区	14	1,319ha	22.3.31
風致地区		3	310.6ha	〃	都 市 計 画 課
文 化 財 保 護 関 係	史跡名勝天然記念物 (特別を含む)		121 (うち64箇所は県指定)	19.12.1	文 化 課
	埋蔵文化財包蔵地		約 3,500	〃	〃
そ の 他	海岸保全区域	(地区) 25	(延長) 45,118m	22.3.31	砂 防 海 岸 課
	〃	16	40,545m	22.3.31	港 湾 空 港 課
	〃	23	11,225m	22.4.1	農 村 振 興 課
	〃	34	39,655m	22.3.31	水 産 課
	臨港地区	(地区) 5	274.3ha	22.3.31	〔 港湾空港課 〕 〔 都市計画課 〕
	港湾区域	(区域) 5	6,061ha	〃	
	港湾隣接地域	(地域) 5	102ha	〃	〃
	漁港区域	(区域) 45		22.3.31	水 産 課

(7) 市町別土地利用規制区域等面積一覧表

区分 市町村	市町村 総面積 (H21.10.1)	都市計画区域				農業振興地域	
		(H22.3.31)	市街化区域	用途地域 (市街化区 域を除く)	市街化 調整区域	(H21.12.1)	農用地区域
県	418,959	97,333	4,874	10,271	14,315	93,734	39,702
福井市	53,617	20,360	4,685	284	13,115	19,380	8,049
敦賀市	25,098	6,499	-	1,664	-	3,410	973
小浜市	23,287	2,708	-	448	-	3,892	1,443
大野市	87,230	5,251	-	642	-	10,103	4,174
勝山市	25,368	5,255	-	660	-	4,550	1,802
鯖江市	8,475	7,541	-	1,538	-	3,730	1,619
あわら市	11,699	10,794	-	493	-	6,346	3,538
越前市	23,075	12,218	-	1,875	-	7,754	3,541
坂井市	20,991	13,735	-	1,786	-	11,368	6,462
永平寺町	9,434	1,861	189	54	1,200	2,798	944
池田町	19,472	-	-	-	-	1,413	410
南越前町	34,384	-	-	-	-	4,165	1,045
越前町	15,296	3,204	-	378	-	5,256	1,462
美浜町	15,232	2,525	-	166	-	2,325	853
高浜町	7,215	1,542	-	238	-	944	425
おおい町	21,221	-	-	-	-	1,633	910
若狭町	17,865	3,840	-	45	-	4,667	2,052

(注): 国有林については、林野庁所管外を含む。

「0」と表示してあるのは、小数点第1位を四捨五入したことによるものである。

合計と内訳の計が一致しないのは四捨五入によるものである。

資料: 福井県、福井森林管理署

(単位：ha)

国 有 林		地域森林計画対象民有林		自 然 公 園 区 域			自然環境保全地域	
(H21. 3. 31)	保安林 (H22. 3. 31)	(H21. 3. 31)	保安林 (H22. 3. 31)	(H22. 3. 31)	特別地域	左 記 の うち特別 保護地区	(H22. 3. 31)	特別地区
39,236	37,550	273,120	104,306	61,432	47,734	379	273	170
77	33	31,841	5,238	2,921	2,846	-	-	-
4,812	4,786	15,116	3,936	2,736	2,707	-	111	8
734	769	18,360	4,620	3,068	3,068	61	-	-
20,690	20,087	55,167	37,549	28,651	19,269	220	-	-
2,000	1,771	18,229	5,469	9,794	5,864	-	-	-
9	-	3,133	266	-	-	-	-	-
49	33	4,403	1,116	608	608	-	-	-
22	-	14,166	1,635	-	-	-	-	-
40	-	7,324	3,771	412	386	49	-	-
16	-	6,857	2,835	-	-	-	-	-
2,219	2,154	15,633	7,871	-	-	-	162	162
6,532	5,943	24,932	9,940	882	867	-	-	-
13	-	11,367	1,528	2,594	2,529	43	-	-
6	-	12,564	6,479	3,758	3,647	-	-	-
7	-	5,335	917	1,928	1,891	-	-	-
1,458	1,426	17,273	7,175	473	451	-	-	-
554	548	11,419	3,961	3,607	3,601	6	-	-